

○平成二十三年総務省告示第三百十五号(有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の下側周波数のスペクトルマスク</p> <p><u>(1) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調である場合</u> (同右)</p>	<p>別図第三号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等 <u>(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。)</u> の下側周波数のスペクトルマスク</p> <p>搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)</p> <p>搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。</p> <p>搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差は、次の式の値以下であること。</p> <p>なお、fは搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。</p>

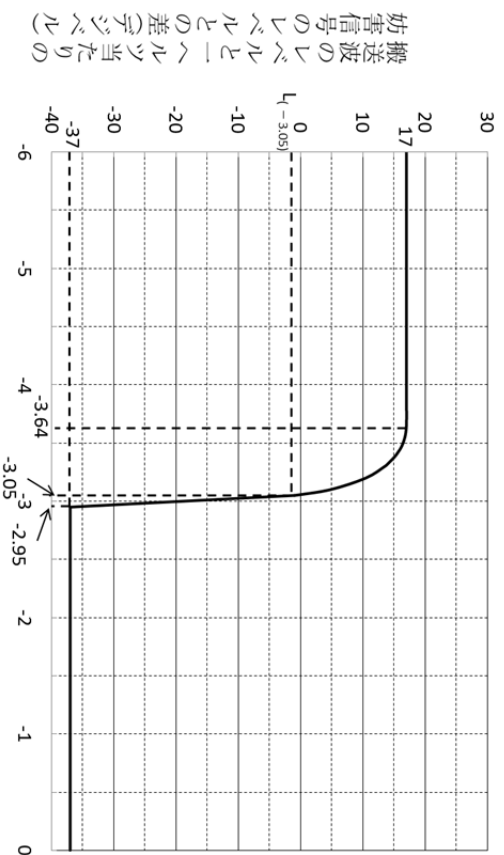
- f が -3.92MHz 以下の場合： $L=23$ [dB]
- f が -3.92MHz を超え -3.02MHz 未満の場合：

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left(1 - \sin \left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \quad [\text{dB}]$$

ただし、 $f_0=5.057$ [MHz]、 $\alpha=0.18$

- f が -3.02MHz 以上の場合： $L=-29$ [dB]

(2) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合



搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルLとの差は、次の式の値以下であること。

なお、Lは搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差(MHz)とする。

- f が -3.64MHz 以下の場合： $L=17$ [dB]
- f が -3.64MHz を超え -3.05MHz 以下の場合：

$$L = 17 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left(1 - \sin \left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \quad [\text{dB}] \quad \dots \text{式①}$$

ただし、 $f_0 = 5.360537$ [MHz]、 $\alpha = 0.12$

・ f が -3.05MHz を超え -2.95MHz 未満の場合：

$$L = -10(L_{(-3.05)} + 37)(f + 2.95) - 37$$

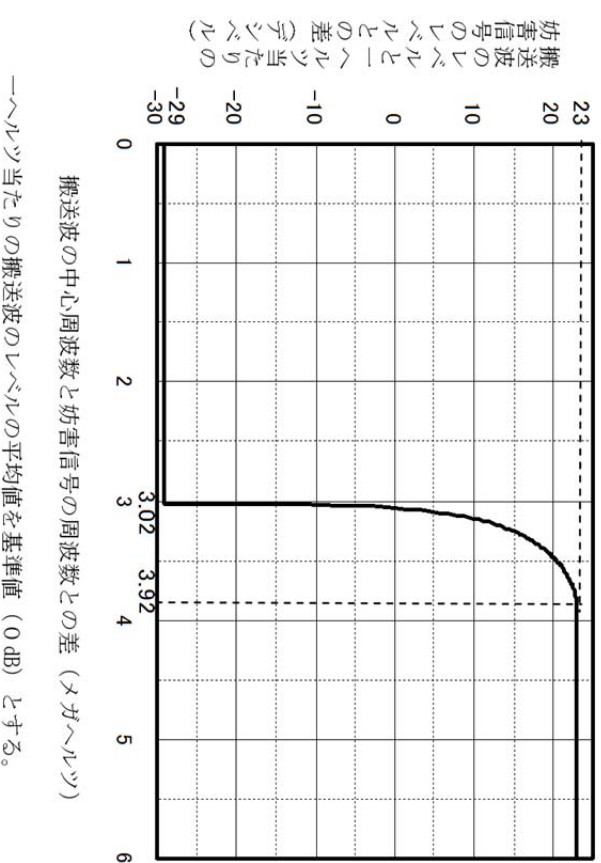
ただし、 $L_{(-3.05)}$ は式①で、 $f = -3.05$ としたときの L の値

・ f が -2.95MHz 以上の場合： $L = -37$ [dB]

別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の上側周波数のスペクトルマスク

(1) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調である場合
(同右)

別図第四号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。)の上側周波数のスペクトルマスク



搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベル L との差は、次の式の値以下であること。

なお、 f_0 は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

・ f が 3.02MHz 以下の場合： $L = -29$ [dB]

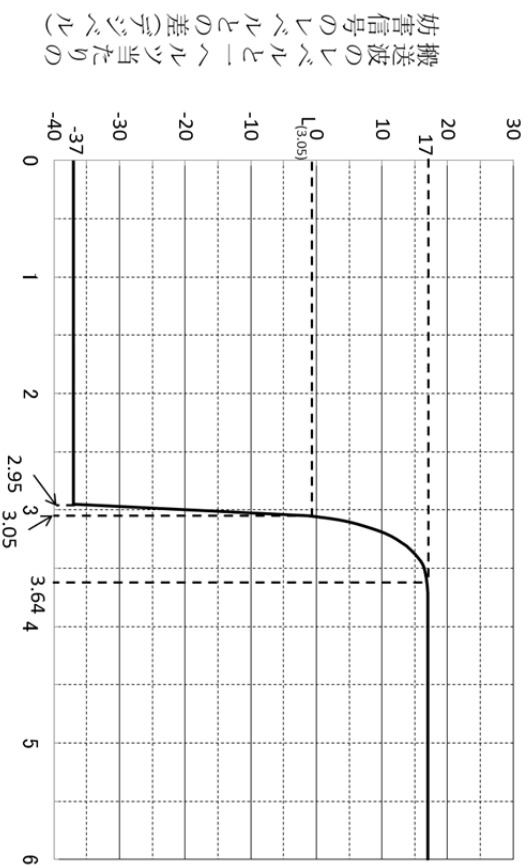
・ f が 3.02MHz を超え 3.92MHz 未満の場合：

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left(1 + \sin \left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f-6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right)} \right\} \quad [\text{dB}]$$

ただし、 $f_0 = 5.057$ [MHz]、 $\alpha = 0.18$

・ f が 3.92MHz 以上の場合： $L = 23$ [dB]

(2) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合



搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差(メガヘルツ)

一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値(0dB)とする。

搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベル L との差は、次の式の数以下であること。

なお、 f は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

- f が 2.95MHz 以下の場合： $L = -37$ [dB]
- f が 2.95MHz を超え 3.05MHz 未満の場合：

$$L = 10(L_{(3.05)} + 37)(f - 2.95) - 37$$

ただし、 $L_{(3.05)}$ は式②で、 $f = 3.05$ としたときの L の値

$$L = 17 + 20 \log_{10} \left\{ \frac{1}{2} \left(1 + \sin \left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f - 6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right) \right\} \quad [\text{dB}] \quad \dots \text{式②}$$

ただし、 $f_0 = 5.360537$ [MHz]、 $\alpha = 0.12$

- f が 3.05MHz 以上 3.64MHz 未満の場合：式②

- f が 3.64MHz 以上の場合： $L = 17$ [dB]

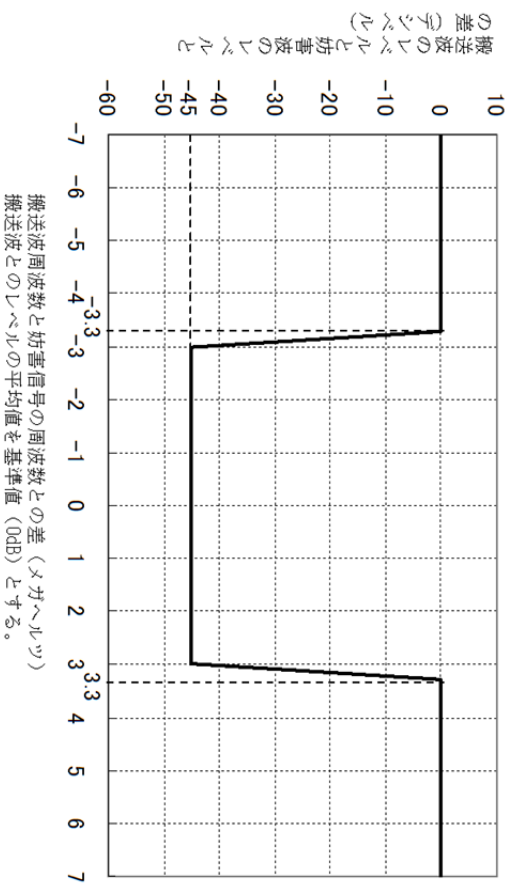
別図第五号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等のスペクトルマスク

(1) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調である場合

別図第五号

デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等 (搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。) のスペクトルマスク

(同右)



(2) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合

